

意思決定支援に関する指針

基本方針

至誠会第二病院で人生の最終段階を迎えた患者本人が、その人らしい最期を迎えられるよう、多職種で構成される医療・ケアチーム(ACP チームとする:Advance Care Planning)で患者本人・家族等に適切な説明と話し合いを行うことに努め、患者本人の意思決定を尊重した医療・ケアを提供する。

人生の最終段階の定義

1. がん末期のように、予後が数日から長くとも数か月と予測される場合
2. 慢性疾患の急性増悪を繰り返すなど、予後が短い可能性が高いと予測される場合
3. 脳血管疾患の後遺症や老衰など、予後が数か月から数年と予測される場合

どのような状態が人生の最終段階であるかは患者本人の状態を踏まえて、ACP チームにて判断するものとする。

人生の最終段階における医療・ケアのあり方

1. 医師等の医療従事者から適切な情報提供と説明が行われ、ACP チームと十分な話し合いを行い、患者本人の意思決定を基本としたうえで、医療・ケアを進めることが重要である。
2. 患者本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、患者本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が ACP チームにより行われ、患者本人との話し合いが繰り返し行われることが重要である。
3. 患者本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、患者本人との話し合いが繰り返し行われることが重要である。この話し合いに先立ち、患者本人は特定の家族等を自らの意思を推定するものとして前もって定めておくことも重要である。
4. 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケアの行為の開始・不開始、変更、中止等は ACP チームによって医学的妥当性と適切性をもとに慎重に判断する。
5. ACP チームにより、可能な限り疼痛や不快な症状は緩和すること。また患者本人・家族等に対して精神的・社会的な援助も含めて総合的な医療・ケアを行う。
6. 家族等に対してグリーフケアを配慮すること。
7. 生命を短縮させる積極的な安楽死は対象としない。

人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次のものとする。話し合った内容は、その都度カルテや文章に記録しておくものとする。

1. 患者本人の意思の確認ができる場合

方針の決定は、患者本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行う。その上で、患者本人と ACP チームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた患者本人による意思決定を基本とし、医療・ケアチームとして方針の決定を行う。

時間経過、病状の変化、医学的評価の変更に応じて患者本人の意思が変化しうることから、その都度適切な情報提供と説明を行い、患者本人が自らの意思の変化を家族等や ACP チームに伝えることができるように支援する。家族等が話し合いに参加できない場合には、患者本人が拒否しない限り、話し合いの決定内容を知らせる必要がある。また、患者本人が自らの意思を伝えられなくなる場合も想定し、家族等を含めた話し合いを繰り返し実施できるよう努める。

2. 患者本人の意思が確認できない場合

患者本人の意思を確認できる文章等で事前に意思表示がある場合には、それが患者本人の意思表示として有効であることを家族等に確認してから、その意思表示を基本として ACP チームが方針を判断する。

家族が患者本人の意思を確認できない場合には、患者本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、患者本人にとっての最善の方針をとることを基本とし、時間の経過、心身の状態変化、医学的評価の変更等に応じて、話し合いを繰り返し実施できるよう努める。

家族等がいない場合には、及び ACP チームに委ねる場合には、患者本人にとって最善の方針をとることを基本とする。

3. 認知症等で自らの意思決定をすることが困難な場合

認知症等で自らの意思決定をすることが困難な場合には、厚生労働省が作成した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、出来る限り患者本人の意思を尊重し反映した意思決定を家族等及び ACP チームが関与して支援する。

4. 複数の専門家からなる話し合いの場の設置が必要な場合

方針の決定に際し、家族間での意見がまとまらない場合や ACP チームの方針決定が困難な場合には、患者本人または家族等の同意を得て、複数の専門家(倫理委員会の委員など)を交え、方針等について検討する。

参考資料

- ・ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン （2018 年） 厚生労働省
- ・ 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン （2019 年） 研究代表者 山縣然太郎
- ・ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン （2018 年） 厚生労働省